

3 食品中の放射性物質対策に取り組み、 より一層の食の安全・安心を確保します。



(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。

【平成26年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成26年度)
○ 食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数 <食品衛生法上の違反食品件数>	9件(23年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心の推進（GAPの推進）《再掲》 [環境保全農業課]

生産段階における県農産物の安全を確保するため、これまでに県内産地に導入したGAP（農業生産工程管理）をもとに、新たに放射性物質を管理項目として加え、県版GAP推進マニュアルの見直しを進めるとともに、これらの普及に努めます。



② 安全・安心きのこ栽培の推進《再掲》 [林業振興課]

本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村及び関係団体と協力して「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に基づく栽培方法の指導を実施します。このマニュアルは、より安心なきのこを求める消費者の要望を応えるため、農薬等を一切使用しない栽培方法を基本とした栽培マニュアルであり、併せてGAP（農業生産工程管理）の実践にもつながる内容となっているもので、平成24年度に放射性物質対策を盛り込んだ改訂版を作成します。

このマニュアルに基づく栽培方法を普及指導することで、安全なきのこの生産と供給を促進します。



③ ふくしま恵み安全・安心推進事業

[環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課]

これまで農産物の安全性を確保するため県内産地が取り組んできたGAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティを基礎として、関係者一体となって、放射性物質の検査を含めた新たな安全管理体制の構築を進めます。

また、ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。

トレーサビリティとは？

トレーサビリティ（traceability）とは、物品の流通経路を生産段階から最終消費段階、或いは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいいます。日本ではBSE問題から牛肉に、事故米穀問題から米・米加工品にトレーサビリティが義務化されました。



④ 食品製造施設の監視・指導《再掲》

[食品生活衛生課・中核市]

食品の製造・加工を行う施設を監視し、食品衛生法上の放射性物質の基準値を超過した食品が市場等へ出荷、流通されないよう、営業者等に対して、原材料の自主検査の実施や納入業者からの検査成績書の徴収など原材料の安全性の確認に努めるとともに、製造・加工工程由来の放射性物質汚染を防止するため、乾燥加工等による放射性物質の濃縮率を踏まえた食品の製造・加工及び製造・加工場所や器具機材等の自主的な安全管理の実施について助言、指導を行っていきます。



(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。

【平成26年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成26年度)
○ 食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数 <食品衛生法上の違反食品件数> (再掲)	9件(23年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 農林水産物等緊急時モニタリング事業

[環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課]

農林水産物等の安全性の確保に向け、緊急時モニタリング検査を市町村や関係団体と連携して実施するとともに、その結果を消費者、流通業者に迅速かつ的確に公表します。

緊急時モニタリングとは？

原子力発電所等に異常状態が生じ、放射性物質の大量放出が生ずるか又はそのおそれのある場合には、「災害対策基本法」及び「原子力災害特別措置法」に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの防災計画に従い所要の防護対策を講ずることとされています。

この防災対策の一環として、国の原子力安全委員会は、「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改正。以下「防災指針」という。)及び「防災指針」に基づき、「緊急時環境放射線モニタリング指針」(平成12年8月一部改正)を示し、これらの指針により、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、緊急時における環境放射線モニタリングが実施されます。このモニタリングを「緊急時環境放射線モニタリング」又は単に「緊急時モニタリング」といいます。



② 米の放射性物質全量全袋検査

[水田畑作課]

食品衛生法上の基準値を超過する米が出荷、販売されることがないように、県内で生産される全ての米を対象に、放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表します。

県は、検査が適正に行われるよう、検査の主体である地域協議会等（市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）の実施体制の整備支援や検査業務管理を行うとともに、ふくしまの恵み安全対策協議会と連携して、速やかに結果を公表します。



全量全袋検査の対象と方法

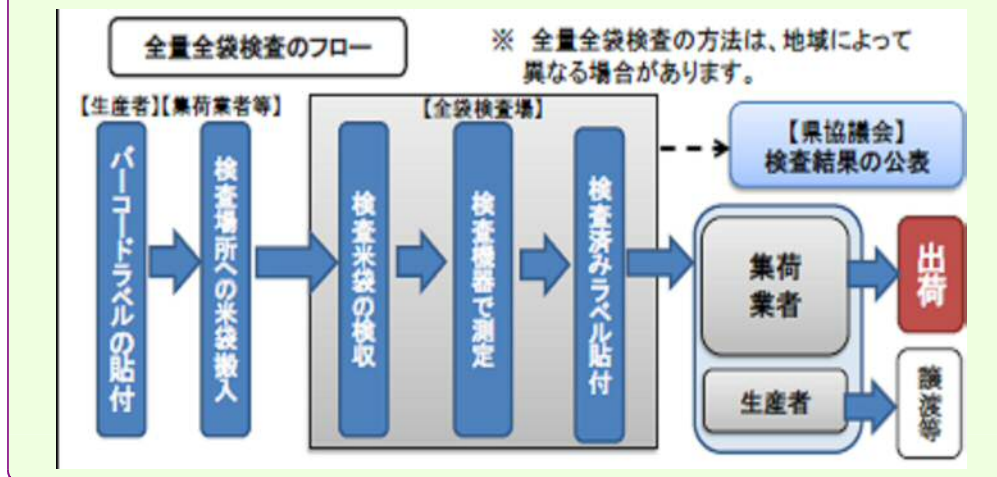
- 全量全袋検査は、出荷販売する米をはじめ、消費者に直接販売する米や飯米、縁故米など全ての米が対象です。
- 米袋には、それぞれ個別の番号が付けられたバーコードラベル(図1)を貼付しています。
- 米を集荷した事業者又は生産者は、バーコードラベルを貼付した米袋を全袋検査場に持ち込み、検査を受けます。
- 検査の結果、基準値以下であることを確認した米袋には、検査済ラベル(図2)が貼付され、出荷が可能となります。



図1:バーコードラベル



図2:検査済みラベル



③ 肉用牛の放射性物質全頭検査

[畜産課]

牛肉の放射性物質検査については、県内及び県外でと畜される全ての肉用牛について、市場流通する前の段階において実施しています。県内と畜については、郡山市にある株式会社福島県食肉流通センターで全頭実施されていることから、当該センターの協力を得て、サンプリングを実施した後、県農業総合センターにおいて放射性物質検査を実施しています。

また、県外と畜については、各と畜場や食肉卸会社等の協力を得て、サンプリングを実施し、各と畜場の分析機関や福島県が指定する分析機関等において、放射性物質検査を実施しています。

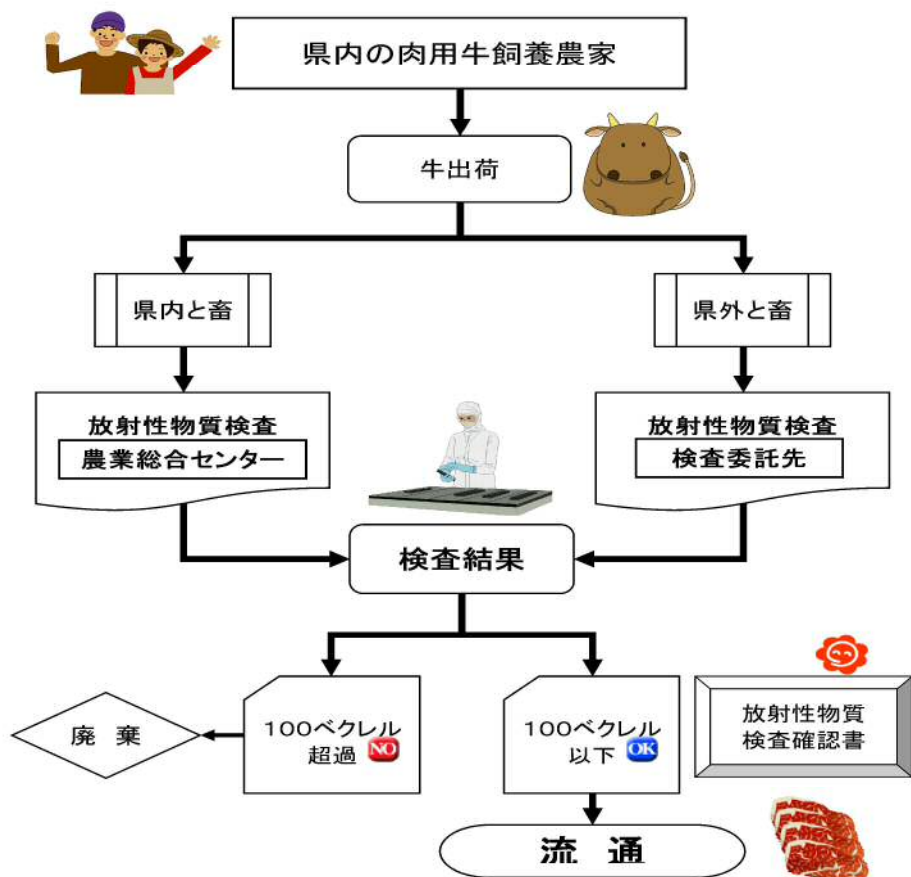
県内と畜・県外と畜いずれの場合においても、検査結果が判明するまでは、流通をストップし、万一、食品衛生法上の基準値を超えたものについては、全て廃棄処分とすることで、基準値を超える牛肉が市場に出回らないようにし、健康被害等の防止に努めています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。

肉用牛の放射性物質全頭検査の方法

- 福島県内から出荷する牛全頭が対象です。
- 出荷前に飼養管理が適正であると確認できた生産者のみ出荷できます。
- 検査の結果、基準値以下の牛肉にのみ「放射性物質検査確認書」が発行され、市場流通されます。

肉用牛の全頭検査体制



④ 豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）

[郡山市]

市内と畜場において処理された豚、馬、めん羊等の各食肉（牛肉を除く）について、放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した食肉の流通を未然に防ぎ、食肉の安全・安心を確保します。

また、検査結果は速やかに郡山市Webサイトにて公表します。

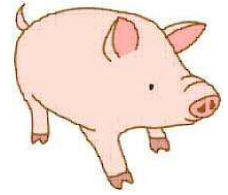
放射性物質検査の方法

○出荷場所を問わずと畜場において処理された全生産者の各食肉が対象です。

○豚肉の場合は1農家最大5頭分を抽出し、豚肉以外の場合は全頭を郡山市食肉衛生検査所でNaIシンチレーション検出器を用いてスクリーニング検査を実施します。

○スクリーニング検査結果が50ベクレル/kg以上の場合は、郡山市保健所でゲルマニウム半導体検出器を用いて精密な検査を実施します。

○検査結果が100ベクレル/kg以下の食肉のみ流通されます。

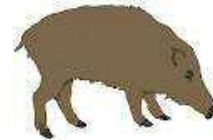


⑤ 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業

[自然保護課]

県内で捕獲された野生鳥獣の肉の放射性物質検査については、社団法人福島県猟友会に検体の採取、民間業者に検体のトリミングを委託して実施しています。調査を継続して実施することで、狩猟関係者をはじめ県民の生活環境の安全・安心を確保しています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。



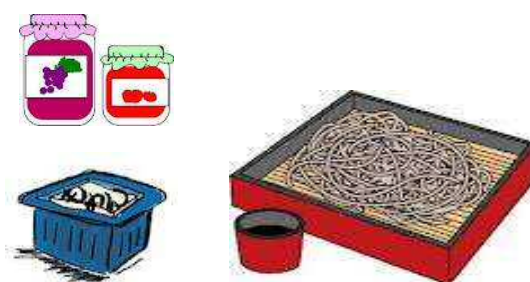
⑥ 加工食品等の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査）

[食品生活衛生課・中核市]

加工食品の放射性物質検査については、県内のすべての保健所により、県内産農林水産物を原材料として製造・加工された食品を中心に、市場等へ出荷される前又は流通段階において検査を実施しています。

これまでの検査結果を踏まえ、放射性物質濃度の高かった乾燥きのご類（乾しいたけ、乾燥きくらげ）、乾燥果実（あんぼ柿、干し柿等）、乾燥野菜（切り干し大根、いもがら等）の他、菓子類、漬物、そうざいや清涼飲料水など多種にわたる製造・加工品の放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値又は暫定規制値を超過した違反食品が市場等へ出回らないようにするとともに、市場等に流通する食品の安全性を確認することで、県民みなさんの健康被害を未然に防止することに努めています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。



<ゲルマニウム半導体検出器>

⑦ 加工食品の放射能測定事業（事業者の自主検査）

[産業創出課]

県内の食品製造業における風評被害対策として、ハイテクプラザ及びハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおいて、県内の食品加工業者を対象とした加工食品の放射性物質の検査を行い、検査に伴う事業者の負担軽減と検査の迅速化、検査頻度の向上を図るとともに、流通上の不安を払拭します。



⑧ 商工業者のための放射能検査支援事業（事業者の自主検査）

[産業創出課]

県内食品製造業者が身近で放射性物質検査を実施することができるよう、全県的な検査体制を構築するため、県内の10商工会議所と26商工会に簡易放射性物質測定器を配置し検査体制を維持するための補助を行い、風評被害の払拭と消費者への安全・安心を提供します。

⑨ 食品等の放射能簡易分析装置整備事業

[消費生活課]

食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家消費野菜、野生の山菜・きのこ類及び飲用の井戸水・湧き水の放射性物質を分析するための放射能簡易分析装置を整備し、無料で検査を行います。

検査は県（消費生活センター）及び各市町村が主体となり、検査窓口に住民から試料（検体）を持ち込んでもらうことにより実施します。

検査結果については、各実施主体のホームページ等において公表します。

また、正確な検査結果を確保するため、検査の精度管理・操作員研修を行います。



<NaIシンチレーションスペクトロメーター>

⑩ 学校給食用食材の放射性物質検査

[健康教育課]

児童生徒の安全・安心を確保するため、市町村及び県立学校の学校給食用食材の放射性物質について検査を行います。

県は検査を実施する市町村に対し放射性物質検査機器の購入経費、検査員雇用経費及び試料代を補助します。



⑪ 学校給食放射性物質モニタリング事業

[健康教育課]

児童生徒等のより一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、希望する市町村の学校給食一食全体について事後検査を行います。

県は検査機関と委託契約を結び希望する市町村の給食を検査し、市町村に試料代を支払います。

なお、本事業の実施に当たっては、関係機関と連携・協力するとともに、検査結果を公表するなどの取組を併せて行います。



⑫ 日常食の放射性物質モニタリング調査

[原子力安全対策課]

県内7方部において、一般家庭の日々の食事（日常食）に含まれる放射性物質の濃度を調査し、県民の内部被ばく線量を推定・評価するための基礎資料を得ることにより、県民の安全・安心を確保します。

具体的には、家庭で調理した1日分の食事（朝・昼・夕及び間食）すべてを1食分余分に作ってもらい、それをビニール袋に入れて返送してもらいます。それらをよく混合した後、ゲルマニウム半導体検出器を使用して測定を実施します。

なお、本事業の実施に当たっては、関係機関と連携・協力するとともに、調査結果を公表するなどの取組みを併せて行います。



生産・流通・消費の各段階における様々な取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により農産物等から放射性物質が相次いで検出されるなど、本県における食の安全・安心が根底から脅かされる事態となりました。

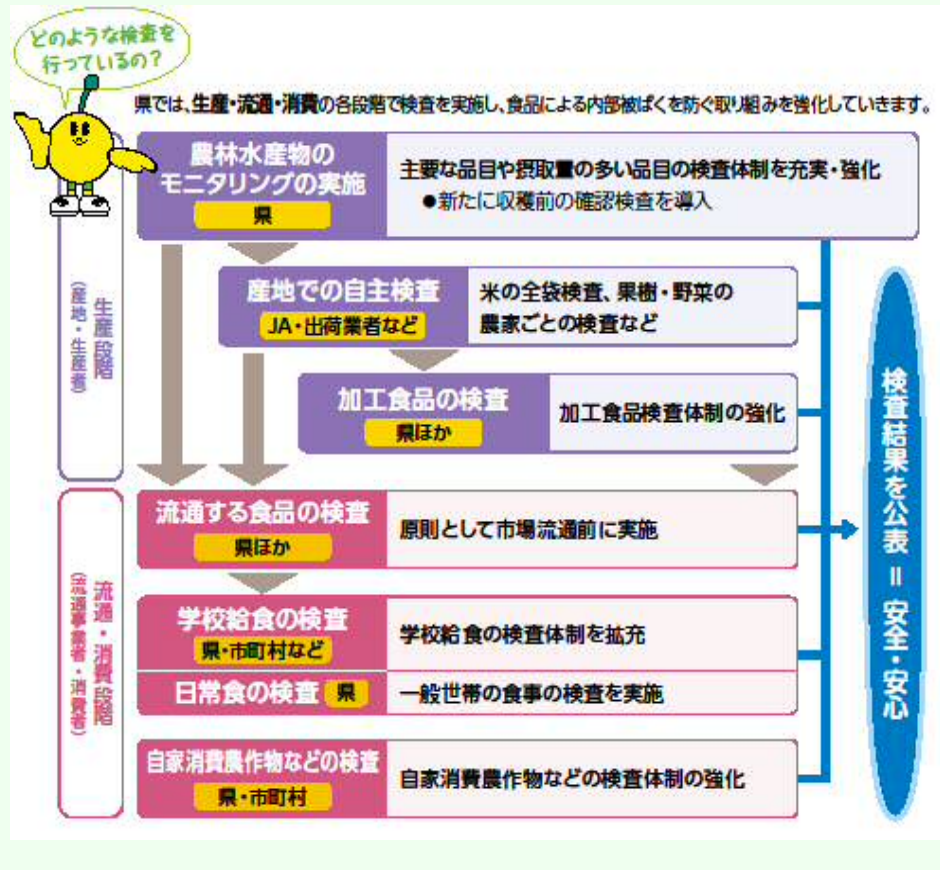
そのため、生産・流通・消費の各段階において、県民一丸となった様々な取組がなされてきました。

生産段階においては、土壌反転耕やゼオライト等の散布、粗皮削りや高圧洗浄機による除染など、生産者等のご努力により様々な対策が講じられてきました。

また、モニタリング検査や自主検査等により、暫定規制値や基準値を超過した食品の流通を防止しています。

流通・消費段階においては、流通食品の検査や学校給食等における食材の検査のほか、学校給食まるごと検査や日常食の検査など、県、市町村、民間団体など県内の様々な機関により、食の安全・安心を確保するための検査が行われています。

さらに、自家消費食品を簡易分析するための検査体制も全市町村で整備されるなど、食の安全・安心を確保する取組がなされています。



(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。

【平成26年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成26年度)
○ 水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0件(23年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 水道水の放射性物質モニタリング検査 [食品生活衛生課]

「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、水道（用水供給）事業者の協力のもと、県内全ての水道水を対象とした放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性の確認に努めています。

なお、検査結果は、報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載しています。



② 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査 [食品生活衛生課・中核市]

警戒区域や計画的避難区域等における井戸や湧水等を水源とする水道水以外の飲料水について、定期的な放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性の確認を行うとともに、検査結果について県ホームページ等を活用し情報の提供に努めます。



(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有と リスクコミュニケーションの促進

放射性物質対策に関する最新情報を提供するとともに、放射性物質についての正しい知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心アカデミーの開催

[消費生活課]

県が主体となり、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての説明や放射能簡易検査の実演を通して、放射能に関する理解に努めます。



② 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）

[消費生活課]

県は、市町村が主体となっていく、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての学習会の開催を支援します。この際、市町村の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。



③ 食の安全・安心推進事業

[環境保全農業課]

県内量販店の協力を得ながら、県内農産物の産地情報を消費者に発信するとともに、食品の放射能対策を含めた食育活動を通して、県産農林水産物の信頼回復と消費者の安全・安心の確保に努めてまいります。



④ ふくしま恵み安全・安心推進事業 《再掲》

[環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課]

これまで農産物の安全性を確保するため県内産地が取り組んできたGAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティを基礎として、関係者一体となって、放射性物質の検査を含めた新たな安全管理体制の構築を進めます。

また、ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。



⑤ 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発

[食品生活衛生課]

飲用井戸水等の使用に当たっての放射性物質対策に関する内容や、住民帰還後の飲用井戸水等の使用再開に向けた留意事項等を記載したパンフレットを作成するなど、安全な井戸の使用に向けた情報の提供と普及啓発を図ります。



⑥ 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報

[農産物流通課・食品生活衛生課]

県産農林水産物について、県がこれまでに実施したすべての放射性物質モニタリング検査の結果等を、品目別、地域別、地図などの多彩な項目から簡単に検索してご覧いただけるシステムを導入して、福島県のホームページに掲載しています。

また、平成24年8月より、加工食品の検査結果についても、ご覧頂けるようになりました。

なお、英語による検索にも対応しています。

ふくしま新発売。

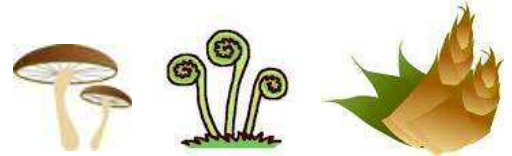
新たな未来へ向けて再生し始めている福島を
全国の皆様に伝えていきます。

⑦ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動《再掲》

[林業振興課]

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報の周知及び山菜・きのこによる食中毒防止を目的として、県が市町村及び関係団体と協力して啓発活動を行います。具体的には、出荷等が制限されている市町村や品目及び食中毒事故が発生しやすい山菜・きのこの情報を掲載したチラシを配布・回覧したり、広報誌・ホームページなどへ掲載することで、広く県民に周知を図ります。

また、各農林事務所、林業研究センターなどで県民の方からの相談に応じ、持ち込まれた山菜やきのこの鑑定を行います。



⑧ 食品衛生講習会の実施《再掲》

[食品生活衛生課・中核市]

食品営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）及び従事者を対象として、放射性物質に関する食品衛生法上の基準値、検査体制や検査結果などについて、正しい知識を習得してもらえよう、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識と併せて、講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会や一般消費者、食品関係事業者（団体）からの依頼に基づき、開催される衛生講習会（出前講座）においても上記の放射性物質に関する説明を行います。



⑨ 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催《再掲》

[食品生活衛生課]

食中毒発生の危険性の高い夏季に、各保健所が、食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関わる懇談会を開催します。

本懇談会においては、各保健所による放射性物質に関する食品衛生法上の基準値、検査体制及び検査結果などに係る知識・情報の提供、食品関連事業者による安全な食品の製造・加工への取組みの情報提供や消費者からの意見をお聞きするなど、互いに情報と意見の交換を行い、相互理解を図ることをもって、食の安全・安心の確保に努めていきます。



⑩ 食の安全に関するフォーラム等の開催《再掲》

[いわき市]

食品中の放射性物質については、基準値の設定、検査体制の整備、生産現場での対策等が行われていますが、現在も市民の中には、放射性物質からの影響に大きな不安を抱える方々が依然としており、食の安全に関するフォーラム等を開催することにより、食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野に立った基調講演、消費者、生産者、食品事業者及び行政による意見交換等を行い、市民のより一層の理解と安心を得ていただけるよう、放射性物質に関する食の安全・安心に対する不安等の解消や情報の共有化を図ることに努めています。



⑪ ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催《再掲》

[ふくしま食の安全・安心推進会議(関係各課・中核市)]

生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図るとともに、食の安全・安心の確保を推進するため、消費者、生産者・製造者、流通業者、学識経験者及び行政との情報及び意見の交換を行います。



(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

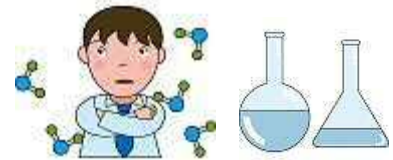
食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究等の推進を図ります。

【具体的な取組み】

① 加工食品の放射性物質測定に関する調査

[食品生活衛生課・薬務課]

食品の放射性物質の検査方法については、国から示されていますが、水戻しや熱水により抽出して飲食する加工食品（乾燥野菜、乾燥茶など）の検査法は、これまで一部の食品のみしか示されていないため、これらの加工食品の重量変化率を明確にした検査法の確立に向けて、科学的データを収集し、得られた知見や情報を国、関係機関へ提供していきます。



② 放射性物質除去・低減技術開発事業

[農業振興課]

農地の反転耕や果樹の粗皮削りなどの除染技術の開発を行うとともに、県内農地の土壌調査を実施し、放射性物質濃度マップを国と連携して作成しました。

今後、県内の土壌汚染状況の経年変化を把握するため、定点調査を実施します。

